平成２３年（フ）第４２号
高知市十津５丁目２番１号　市住214号
債務者　黒川　久子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３号
高知県安芸郡田野町1406番地５
債務者　上総　仁美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第７号
福岡県直方市大字頓野2307番地８
債務者　元永　奈波（旧姓杉）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３号
宮崎県日南市星倉２丁目14番２号
債務者　伊瀬　　明
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４号
宮崎県都城市山田町山田4461番地５
債務者　齋藤　郁弥
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５号
宮崎県えびの市大字坂元411番地２　市営住宅坂元団地２号
債務者　杉元　隆志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３号
宮崎県都城市蓑原町2274番地１
債務者　小池　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５号
宮崎県都城市山田町山田3565番地17
債務者　内田　康予（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２０号
宮崎県都城市上長飯町75号４番地２
債務者　亀元ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7918番地
債務者　藤川小百合
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５号
宮崎県日向市永江町２丁目13番地
債務者　杉尾　数子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８号
宮崎県日向市比良町４丁目179番地
債務者　糸平　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２号
北海道古宇郡泊村大字盃村166番地の１
債務者　木村　直子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第３号
北海道古宇郡泊村大字盃村166番地の１
債務者　木村　正道
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８９２５号
東京都世田谷区等々力１丁目８―23
破産者　古屋　英明
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９４８号
東京都台東区台東２丁目29番12号
破産者　スカイエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９４９号
東京都台東区台東２丁目29番12号
破産者　スカイプロジェクト株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４０３号
東京都東村山市秋津町１丁目18―10―101
破産者　太田　　勇
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３７号
埼玉県所沢市美原町３丁目2961―20
破産者　古根　健一
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部